

自動販売機設置事業者募集要領

甲賀広域行政組合が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 設置予定箇所・台数及び売上実績

	設置予定箇所	住所	台数	売上実績
1	消防本部・水口消防署	甲賀市水口町水口 6218	3 台	1,138,150
2	湖南中央消防署	湖南市中央 1 丁目 1	1 台	872,220
3	甲南消防署	甲賀市甲南町池田 3578-1	1 台	427,010
4	信楽消防署	甲賀市信楽町長野 1306-6	1 台	137,810
5	水口消防署土山分署	甲賀市土山町前野 124	1 台	319,440
6	甲南消防署甲賀分署	甲賀市甲賀町大久保 1289	1 台	91,580
7	湖南中央消防署湖南石部分署	湖南市石部中央 4 丁目 1-6	1 台	364,620
8	衛生センター管理棟	甲賀市水口町水口 6677	1 台	R5 設置なし
9	衛生センター第 1 施設	甲賀市水口町水口 6458	1 台	R5 設置なし
10	衛生センター第 2 施設	甲賀市水口町水口 6677	1 台	421,930

※ 設置箇所ごとの場所については、組合が指定する場所とします。

※ 消防本部・水口消防署に設置する自動販売機は、1 業者 1 台とします。

※ 売上実績は、令和 5 年度の売上実績です。

2 参加資格条件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別加算開始の申し立てがなされていない者
- (6) 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していないこと。
- (7) 銀行取引停止処分がなされていない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である代表者、役員又は使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (9) 参加表明書等の提出時において、甲賀市、湖南市、滋賀県、甲賀広域行政組合（以下「本組合」という。）から指名停止の措置を受けていない者
- (10) 参加表明書等の提出の日から契約締結の時までの間に、甲賀市、湖南市、滋賀県、本組合から指名停止の措置を受けた場合は、参加資格を喪失するものとする。

3 設置条件等

(1) 設置の根拠

ア 自動販売機の設置は、甲賀広域行政組合公有財産事務取扱規則（平成 17 年甲賀広域行政組合規則第 12 号）第 13 条第 1 項第 1 号に基づく、行政財産の使用許可となります。

イ 設置予定者（落札者）には、行政財産使用許可申請書により、別途申請していただきます。

(2) 設置に係る使用料

ア 自動販売機の設置に係る使用料は、甲賀広域行政組合行政財産使用料徴収条例（平成 19 年甲賀広域行政組合条例第 14 号）第 2 条ただし書きに基づく、競争に付して使用を許可する場合の使用料の額となります。

イ 電気料等の経費は使用料に含まれるものとし、設置後の納入は必要ありません。

ウ 設置予定者（落札者）は、年度分の使用料を設置前に一括納入する必要があります。

(3) 使用許可の期間

ア 使用許可の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

イ 公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して支障がないと当組合が判断する場合は、当初の許可条件を変更しないことを前提として、当初許可から 5 年を限度に、使用許可の更新を行います。

ウ なお、許可期間中であっても、公用・公共用に供する又は当組合の都合により使用許可を取消す必要が生じた場合は、使用許可を取消す場合があります。その場合は、日割計算の上、使用料を返還します。

(4) 設置の条件

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

ア 販売価格は、定価から 10 円以上の値引きをすること。

イ 販売品目は、清涼飲料水とし、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水も含む。）の販売は行わないこと。また、缶、ビン、ペットボトル等の密閉式の容器とすること。

ウ 自動販売機は、省エネ型とし、転倒防止対策を施すこと。

エ 使用済み容器の回収ボックスを設置し、適切に管理、回収すること。

オ 自動販売機は、物件ごとに、指定した設置場所の範囲内に設置すること。

カ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本組合の指示に従うこと。

キ 設置場所には、原則、使用済み容器の回収ボックス、転倒防止用金具、放熱スペース等を含むものとします。

ク 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

ケ 自動販売機の保守及び修理の管理を行うとともに、正常な稼働を保つための迅速な対応を行うこと。

コ 商品補充管理、衛生管理及び売上金管理を行うこと。

サ 自動販売機ごとに年間の売上数量、売上金額の報告をすること。

シ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

使用許可の期間が満了する前に、自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3箇月前までに申し出てください。この場合、納入済の使用料は還付いたしません。

(6) 使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

4 応募申込手続

(1) 申込方法

持参又は郵送により提出してください。郵送により提出する場合は、書留又は簡易書留とし、封皮に「自動販売機設置事業者応募申込書」と明記してください。また、受付期間内必着とし、提出書類に不備がある場合、受け付けられませんのでご注意ください。

(2) 提出先

〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6677 番地

甲賀広域行政組合 総務課財政係

(3) 提出期限

令和7年1月22日(水) 午前11時必着

提出期限内に持参または郵送にて、提出すること(必着)。

(4) 提出書類(提出部数 各1部)

提出書類	法人	個人	適用
応募申込書(様式1)	○	○	
役員等名簿(様式2)	○	○	
見積書(様式3)	○	○	封筒(長形3号等)に入れた上で封をし、封筒の表面に応募者の名称又は商号を記入すること。
誓約書(様式4)	○	○	
法人登記簿謄本	○		発行後3箇月以内のもの
住民票		○	
納税証明書の写し	○	○	国税(法人税・消費税及び地方消費税)
			都道府県税(事業税)
			市町村税(個人市町村民税・固定資産税・国民健康保険税(料)・軽自動車税)

5 質問書の提出及び回答

(1) 提出期限

令和6年12月25日(水) 午前11時 必着

(2) 提出先

甲賀広域行政組合 総務課財政係

FAX : 0748-63-0886

(3) 提出方法

質問書により、提出期限内に持参又はFAXにて提出すること。

(4) 回答

質問書に対する回答は、本組合ホームページに掲載します。

6 見積書

(1) 見積書の内容

ア 見積書には、消費税抜きの1年間の使用料(設置料)を、設置箇所ごとに記入すること。

イ 最低使用料は、建物の一部の長期占有1年0.9㎡の使用料である9,000円とします。

ウ 見積書に記載された金額に当該金額の納付書発行時の消費税率及び地方消費税率に相当する額を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加算した金額をもって使用料とします。

エ 社名の入った印鑑を押印すること。

オ 見積を辞退する箇所にあつては、―を記入すること。

(2) 設置予定者の決定

ア 設置予定者の決定は、本組合が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって見積もった者とします。

イ 最高となるべき見積が複数の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

ウ 消防本部・水口消防署の3台については、最高価格から3番手までを設置予定者とします。

7 設置予定業者決定の通知

後日、本組合ホームページに掲載します。

自動販売機の設置は、甲賀広域行政組合公有財産事務取扱規則(平成17年甲賀広域行政組合規則12号)第13条第1項第1号に基づく、行政財産の使用許可となり、設置予定業者は、別途、行政財産使用許可申請書の提出が必要となります。

8 問い合わせ先

〒528-0005 甲賀市水口町水口 6677 番地

甲賀広域行政組合 総務課財政係 山中

(TEL) 0748-62-0056 (FAX) 0748-63-0886

以上